

## 技術提案実施公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年4月 16 日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 技術提案に付する事項

(1) 業 務 名

令和8年度岡山県介護予防交流フォーラム

(2) 業務内容

「令和8年度岡山県介護予防交流フォーラム委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約限度額(見積上限額)

6,428,000 円以内(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

(5) 履行場所

岡山県子ども・福祉部長寿社会課の指定する場所

### 2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 高齢者の介護予防に関するイベント等の開催、もしくは高齢者を含む多世代交流の場の運営やイベント等の開催実績を直近の3年間に有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県子ども・福祉部長寿社会課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話 (086)226-7324

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続き等

(1) 仕様書及び様式等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和8年4月16日(木)から令和8年4月24日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ

また、岡山県子ども・福祉部長寿社会課ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 仕様書等に対する質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年4月16日(木)から令和8年4月22日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)

イ 受付方法

「令和8年度岡山県介護予防交流フォーラム委託業務に対する質問・回答書」(様式第2号)により電子メールで送信すること。

ウ 宛先

岡山県子ども・福祉部長寿社会課 メールアドレス choju-kaigo@pref.okayama.lg.jp

エ 回答方法

岡山県子ども・福祉部長寿社会課ホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は、回答方法を変更する場合がある。

オ 技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 技術提案参加申し込み方法

ア 提出書類

技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)および添付書類

イ 提出期間

令和8年4月16日(木)から令和8年4月24日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、イの提出期限までに必着のこと。)

(4) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 参加資格不適合の理由の説明要求

参加資格不適合通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記(2)ウの宛先に電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

6 技術提案

技術提案参加者は、仕様書により書類を作成し、次のとおり説明を行わなければならない。

(1) 説明日

令和8年5月18日(月)予定 (詳細は技術提案参加者に別途連絡する。)

(2) 説明時間

約15分間(時間の超過は認めない)。このほか、質疑応答の時間を設ける。

(3) 説明会場

オンライン (詳細は、技術提案参加者に別途連絡する。)

(4) 説明者

説明者は、3名以内とする。

(5) 提出書類

企画を説明する際の下記資料は、令和8年5月1日(金)午後5時までに岡山県子ども・福祉部長寿社会課へ提出すること。郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

- ・令和8年度岡山県介護予防交流フォーラム委託事業提案書(様式第3号)
- ・令和8年度岡山県介護予防交流フォーラム委託事業企画提案書
- ・令和8年度岡山県介護予防交流フォーラム委託事業見積書

・その他、提案書に記載された添付書類

## 7 委託候補者の選定及び契約の締結等

### (1) 委託候補者の選定

別途設置する審査委員会において、提出された提案書のうち、その内容及び金額などを総合的に審査し、最も適当と認められる提案書を提出した者を委託候補者に選定し、令和8年5月27日(水)までに通知する。その他の者に対しても同様に、同日までに結果を通知する。審査時における評価は上記6の提出書類及びプレゼンテーションの内容により総合的に判断する。なお、見積金額についても15/100の割合で審査の対象とする。

1者のみの参加の場合においても、審査成績が、60/100に満たない場合、不採用になることもある。

### (2) 契約の締結

委託候補者の決定後、上記6(5)の提出書類等を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

### (3) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

### (4) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

## 8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記5(3)イの期限までに所定の参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提出書類等が、上記6(5)の期限を過ぎて提出されたとき。
- (3) 見積書が、1(4)の条件を満たさなかったとき。
- (4) 提案者が、上記6に規定する説明を行わなかったとき。
- (5) 上記6(5)の提出書類等に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (6) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (7) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 その他

- (1) 本件に関する事項についての問い合わせは、原則としてメールによるものとする。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、審査の過程において追加資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案までとする。
- (4) 提案書類等の作成及び説明(ヒアリング)に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 提案書類等について、岡山県行政情報公開条例(平成8年岡山県条例第3号)に基づく開示請求があった場合は、同条例及び岡山県行政情報公開条例施行規則(平成8年岡山県規則第43号)に基づき取り扱うこととする。
- (9) 委託候補者決定後、提案内容について一部調整する場合がある。
- (10) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (11) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。